

(その1)

収支報告書

令和4年分
開催分

(ふりがな) おおさかふくしゅとけんきゅうかい
1 政治団体の名称 大阪副首都研究会

2 主たる事務所の所在地 大阪府大阪市住之江区東加賀屋4-5-19

3 代表者の氏名 (姓) (名)
東 徹

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
高野 隆宏

事務担当者の氏名 (姓) (名)
柘谷 龍哉

(電話) 06-6681-0350

(電話)

(電話)



政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類 参議院議員 (現職・候補者の別) (現職)	
資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名) 東 徹	

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名 (姓) (名) 東 徹	
公職の種類 参議院議員 (現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者の氏名(2人目) (姓) (名)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目) (姓) (名)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

AK0611/R4/05050/-/100300

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	20,356,379
(前年からの繰越額)	17,306,299
(本年の収入額)	3,050,080
支 出 総 額	9,687,028
翌年への繰越額	10,669,351

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	3,050,000	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	3,050,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	3,050,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	80	✓
	合 計	80	✓

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分	3.政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	日本維新の会国会議員団	1,000,000	R4/1/25	東京都千代田区永田町2-17-3-503	馬場 伸幸	
2	日本維新の会国会議員団	1,000,000	R4/5/31	東京都千代田区永田町2-17-3-503	馬場 伸幸	
3	日本維新の会国会議員団	1,000,000	R4/12/9	東京都千代田区永田町2-17-3-503	馬場 伸幸	
4	(小計)	3,000,000	/			
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	3,000,000	/			
	その他の寄附	50,000	/			
	合 計	3,050,000	/			

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	9,214	0	
(4) 事 務 所 費	196,261	0	
小 計	205,475	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	481,553	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	9,000,000	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	9,481,553	0	
合 計	9,687,028		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	9,214				
	合 計	9,214				

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	地代家賃 /	60,000	R4/1/4	日本維新の会参議院大阪府選挙区第1支部	大阪市住之江区東加賀屋4丁目5番19号	
2	地代家賃	60,000	R4/12/30	日本維新の会参議院大阪府選挙区第1支部	大阪市住之江区東加賀屋4丁目5番19号	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	120,000	/			
	その他の支出	76,261	/			
	合 計	196,261	/			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	会費	20,000	R4/9/30	日華議員懇談会	東京都千代田区永田町2-1-2-423	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	20,000				
	その他の支出	44,848				
	合 計	64,848				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	旅費交通費	
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	宿泊費	10,730	R4/3/2	ホテル日航金沢	金沢市本町2-15-1	
2	宿泊代	12,960	R4/5/12	郡山ビューホテルアネックス(株)	福島県郡山市中町10-10	
3	宿泊代	10,395	R4/6/9	郡山ビューホテルアネックス(株)	福島県郡山市中町10-10	
4	宿泊費	28,000	R4/6/18	JR九州ホテル鹿児島	鹿児島県鹿児島市武1丁目1-2	
5	タクシー代	12,360	R4/6/19	(株)山元交通	鹿児島市南郡元町24-6	
6	航空代	27,110	R4/6/22	全日本空輸(株)	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	
7	乗車券代	83,460	R4/6/22	(株)JTБ	東京都品川区東品川2丁目3番11号	
8	宿泊代	12,900	R4/6/26	郡山ビューホテルアネックス(株)	福島県郡山市中町10-10	
9	乗車券代	19,420	R4/6/29	東日本旅客鉄道(株)	東京都渋谷区代々木2丁目2-2	
10	宿泊代	11,900	R4/6/29	ANAクラウンプラザホテル富山	富山県富山市大手町2-3	
11	乗車券代	14,290	R4/6/30	西日本旅客鉄道(株)	大阪市北区芝田2丁目4-24	
12	宿泊代	19,000	R4/7/4	シェラトングランドホテル広島	広島市東区若草町12-1	
13	宿泊代	10,440	R4/7/6	郡山ビューホテルアネックス(株)	福島県郡山市中町10-10	
14	宿泊代	18,000	R4/7/17	ホテル日航新潟	新潟市中央区万代島5-1	
15	宿泊代	10,395	R4/9/29	郡山ビューホテルアネックス(株)	福島県郡山市中町10-10	
	この頁の小計	301,360				
	その他の支出	11,630				
	合 計	312,990				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	会議費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	会議費	11,990	R4/6/25	其の式新店	福島県郡山市駅前1-4-7 エリート41ビル地下1F	
2	会議費	23,760	R4/7/13	法善寺浅草	大阪府大阪市中央区難波1-1-12	
3	会議費	20,700	R4/9/15	Terra	大阪市住之江区東加賀屋4-5-11 富士ビル1F	
4	会議費	26,460	R4/10/27	竹葉亭本店	中央区銀座八丁目十四番七号	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	82,910				
	その他の支出	20,805				
	合計	103,715				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	寄付金 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	寄付 ✓	3,000,000 ✓	R4/3/14	日本維新の会参議院大阪府選挙区第1支部 ✓	大阪市住之江区東加賀屋4丁目5番19号	
2	寄付 ✓	2,000,000 ✓	R4/6/13	日本維新の会参議院大阪府選挙区第1支部 ✓	大阪市住之江区東加賀屋4丁目5番19号	
3	寄付 ✓	1,000,000 ✓	R4/7/21	日本維新の会参議院大阪府選挙区第1支部 ✓	大阪市住之江区東加賀屋4丁目5番19号	
4	寄付 ✓	1,000,000 ✓	R4/9/28	日本維新の会参議院大阪府選挙区第1支部 ✓	大阪市住之江区東加賀屋4丁目5番19号	
5	寄付	1,000,000 ✓	R4/12/7 ✓	日本維新の会参議院大阪府選挙区第1支部	大阪市住之江区東加賀屋4丁目5番19号	
6	寄付	1,000,000 ✓	R4/12/21 ✓	日本維新の会参議院大阪府選挙区第1支部	大阪市住之江区東加賀屋4丁目5番19号	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	9,000,000 ✓				
	その他の支出	0				
	合計	9,000,000 ✓				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 2月 20日

政治団体の名称 大阪副首都研究会

会計責任者の氏名

高野

隆宏



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和5年2月20日

大阪副首都研究会
代表 東 徹 殿

登録政治資金監査人  松尾雅泰

登 録 番 号 第 4 5 5 5 号

研 修 修 了 年 月 日 平成26年1月29日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、大阪副首都研究会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、大阪副首都研究会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かつた支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

大阪副首都研究会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、大阪副首都研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上